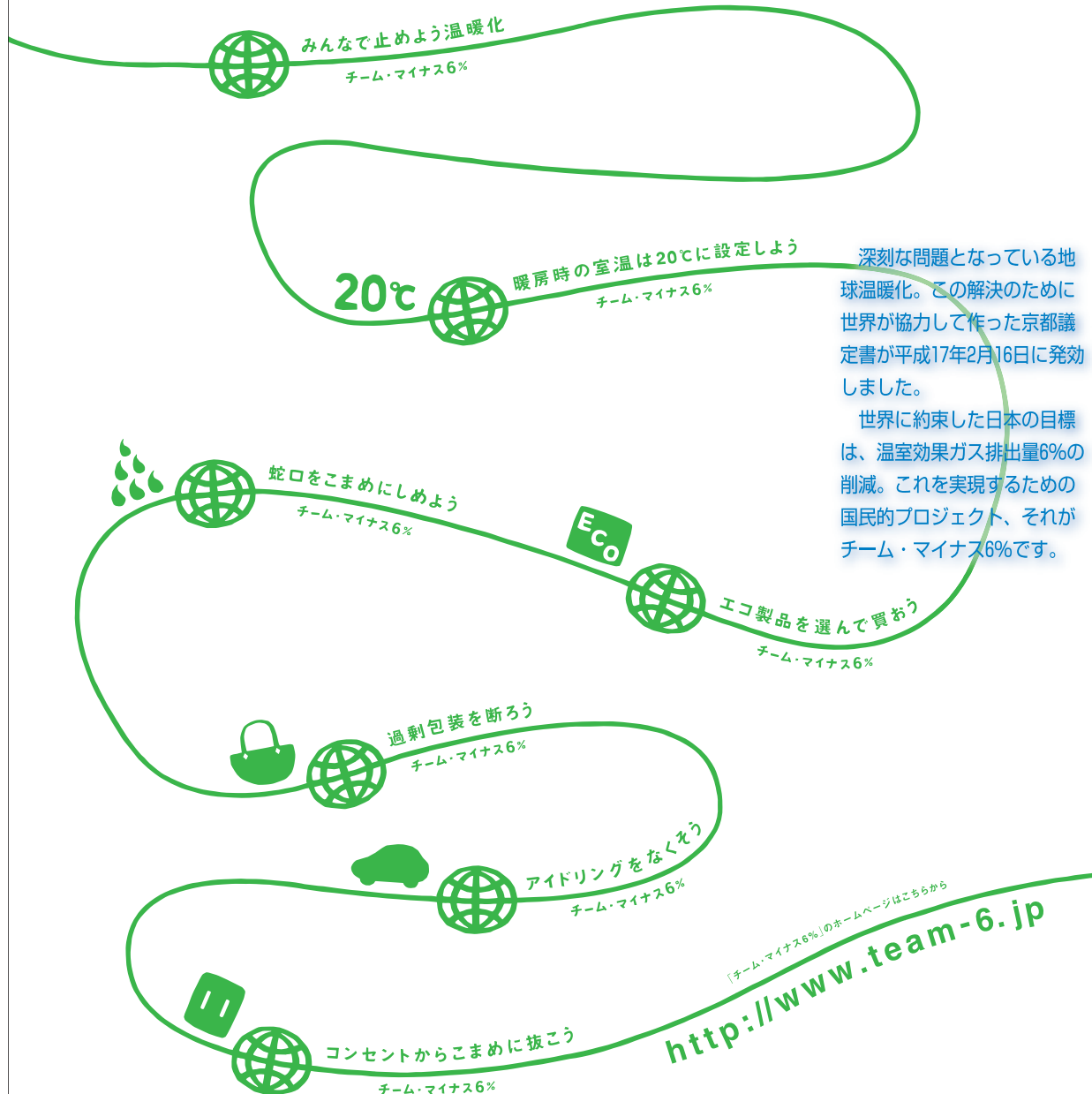


ひとつのチームになろう。

—— 京都議定書目標達成計画、始まる ——



地球温暖化対策推進本部

環境省

私達はチーム・マイナス6%に参加しています。 ふじみ野市

ふじみ野市公共施設等節電対策実施計画

第1 目的

この計画は、東日本大震災のため電力供給量が大幅に減少したことに伴い、ふじみ野市の公共施設等における節電対策に取り組むとともに、消費電力の抑制に資することを目的とする。

第2 対象施設

この計画の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) ふじみ野市及びふじみ野市教育委員会が管理する公用・公共施設
- (2) ふじみ野市が指定する指定管理者が管理する公共施設

第3 実施期間

この計画は、平成23年6月15日から平成24年3月31日までの間実施するものとする。
ただし、電力供給量、その他の事由により必要が生じた場合は、これを更新するものとする。

第4 節電目標

この計画による節電は、公共施設等の各月の通常使用電力量の対前年度比較15%削減を目標とする。

第5 実施対策

この計画は、節電対策共通実施事業計画書（別表第1）及び節電対策施設別実施事業計画書（別表第2）をもって実施するものとする。

第6 実施経過の進捗管理及び結果評価の公表

この計画によって実施する節電対策は、その経過を進捗管理するとともに結果を評価し、市民に公表するものとする。

別表第1（第5関係）

公共施設等節電対策共通実施事業計画書

対象区分	事業名	実施内容
施設対策	1 緑のカーテン設置事業	冷房効率の向上を図るため、庁舎等施設の壁面に緑のカーテンを設置する。
	2 階段利用推進事業	障がいのある人及び高齢・疾病などにより階段の利用が困難な人を除き、来庁者に対して階段利用の促進を図る。具体的には、階段利用「お願い」の張り紙とともに、消費カロリーなどを掲示し階段利用に対する関心を高める。
	3 自動販売機省エネ対策事業	自動販売機の設置者に対し、商品表示部分の消灯及び省エネタイプ自動販売機の設置替えを要請する。また、新たな自動販売機設置を許可する場合の許可条件とする。
職員対策	1 クールビズ事業	クールビズの実施時期を拡大して取り組むものとする。（5月～10月） また、Tシャツ、ポロシャツに市のマスコットキャラクターなどをプリントして職員に販売し、売上金の一部を義援金として被災地に寄付する。Tシャツ着用については、このTシャツのみ許可する。
	2 定時退庁・超過勤務削減実施事業	定時退庁の一層の徹底を図り、夜間電力の消費を抑制する。
	3 省エネビジネススペース確保事業	時間外勤務時において、可能な限り同じフロア内の一箇所に集合し執務を行う。
市民対策	1 広報活動事業	節電対策実施中の啓発ポスターやステッカーなどを作成し、市民への周知及び協力要請を行う。
	2 節電情報提供事業	国等から発表された節電に関する情報をホームページなどを通じて、市民へ情報提供を行う。

別表第2（第5関係）

施設名：_____

公共施設等節電対策施設別実施事業計画書

設備	節電対策内容方法	節電目標
電 灯	執 務 室 (事務スペース) ・電灯は、スイッチの切断や蛍光灯管を外すなどして概ね4分の1程度を間引きし、照明する。 ・休息、休憩時間帯（午後12時15分から午後1時まで）は、消灯する。ただし、昼間の時間帯の窓口を開庁している課所においては、カウンター部分（付近を含む。）のみを照明する。	6%
	廊 下 ・電灯は、スイッチの切断や蛍光灯管を外すなどして概ね4分の1程度を間引きし、照明する。	3%
	階 段 ・電灯は、スイッチの切断や蛍光灯管を外すなどして概ね4分の1程度を間引きし、照明する。	
	会 議 室 ・利用がない時間帯は、消灯する。 ・電灯は、スイッチの切断や蛍光灯管を外すなどして概ね4分の1程度を間引きし、照明する。	
	ト イ レ ・利用がない時間帯は、消灯する。 ・電灯は、利用者が点灯し、消灯することを励行するとともに消灯忘れがあった場合は、速やかに消灯する。 ・電灯は、スイッチの切断や蛍光灯管を外すなどして概ね4分の1程度を間引きし、照明する。	
	給 湯 室 ・原則として利用する際であっても消灯する。	
冷暖房機器	集中管理方式 ・通常の勤務時間外又は施設開館時間外は、空調設備のスイッチを切断する。 ・室内温度を確認し、空調が不要と判断するときは、スイッチを切断する。 (冷房は室内温度を28度、暖房は室内温度を19度を目安に設定する。)	4%
	個別管理方式 ・通常の勤務時間外又は施設開館時間外は、空調設備のスイッチを切断する。 ・利用がない時間帯は、スイッチを切断する。 ・室内温度を確認し、空調が不要と判断するときは、利用者にスイッチを切断するよう要請する。 (冷房は室内温度を28度、暖房は室内温度を19度を目安に設定する。)	2%

エレベータ	・通常の利用状態とする。 ・市職員等は、荷物の運搬等に限り使用するものとし、エレベータを原則として利用しないものとする。 ・エレベータが複数台ある時は、稼働台数を最小限にする。	※
自動ドア	・通常の利用状態とする。 ・市職員等は、自動ドアを原則として利用しないものとする。	※
コピー機等	・コピー機等の稼働台数は、必要最小限の台数とする。（課所に個別に設置しているコピー機はスイッチを切断し、できる限り使用せず、共用コピー機を利用する。） ・ノートパソコンは、昼休みや会議で席を外すときはパソコンの蓋を締め、退庁するときはアダプターをコンセントから外すものとする。	3%
電気ポット等	・事務室内に設置する電気ポット等の電源は、切断する。（使用する際は、その都度電源を入れる。） ・個別のスタンド照明のスイッチは、使用時以外切断する。 ・所管事務に必要な冷蔵庫の電源は、切断する。	※
その他	・不用なコンセントは、引き抜く。	※
当該施設における節電目標（建物全体に対する節電効果）の合計		18%

- ◎ 「節電目標」欄は、節電行動計画フォーマット（資源エネルギー庁作成）の裏面に示された「建物全体に対する節電効果」の数値を参考に記入する。
◎ ※印は節電行動計画フォーマット（資源エネルギー庁作成）に数値が示されていない設備で、さらに節電効果が見込まれる。